

資料1-1

29環共第1434号

平成29年9月1日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則で定める
ばい煙排出基準の見直しについて（諮問）

このことについて、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号。以下「条例」という。）第96条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

条例施行規則第8条で定めるばい煙排出基準の見直しについて

2 諮問理由

改正大気汚染防止法に基づく排出基準の方が条例の排出基準より厳しく設定され、排出削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、排出を可能な限り削減することとされたため、水銀に係るばい煙排出基準を廃止する。

3 改正内容

ア 規則第2条に定める指定有害物質から、水銀及びその化合物を除く。

イ 規則第8条に基づく指定有害物質に係るばい煙排出基準から、水銀及びその化合物に係る基準値を除く。

ウ 規則第16条第2項に基づく指定有害物質に係るばい煙濃度の測定方法から、水銀及びその化合物を除く。

エ 規則第11条に基づくばい煙発生施設設置（使用・変更）届出書（付表2 ばい煙指定施設の使用の方法、付表3 ばい煙の処理の方法）から、水銀及びその化合物を除く。

オ 規則第16条に基づくばい煙濃度測定記録表から、水銀及びその化合物を除く。